

令和 5 年 10 月 1 日

「農場 HACCP 推進農場」指定申請方法について

公益社団法人中央畜産会は、農場 HACCP の普及推進の観点から飼養衛生管理基準を満たし、かつ基本的な HACCP 手法を理解し、取り組んでいる畜産農場について、一定の要件を満たす場合に、「農場 HACCP 推進農場」として指定しています。

指定を希望される場合は、下記により申請してください。

(令和 4 年 12 月から、これまでの紙面による申請(郵送)から電子申請への移行を進めていくこととしていますが、当面は紙面による郵送も可能です。)

記

1. 指定申請書の提出方法

(紙面による申請)

申請希望者は、別添様式第 1 号に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて郵送にて提出してください(添付書類のチェック表を含む)。なお、指定申請書および家畜の飼養衛生管理基準チェックリスト(牛、豚、鶏)については、別添ファイルの様式をホームページ(<http://jlia.lin.gr.jp/haccp/>)からダウンロードし、作成してください。

提出申請書の送付先

〒101-0021

東京都千代田区外神田 2-16-2 (第 2 ディーアイシービル 9 階)

公益社団法人中央畜産会 衛生指導部

(電子ファイル(PDF)による申請)

申請希望者は、HP の「電子申請窓口」ボタン(<https://www.haccp-suishin.jp/>)をクリックして、申請手続を進めてください。

2. 指定手数料の納付

指定手数料として、申請 1 件につき 20,000 円を申し受けます。申請書の受理後に請求書をお送りしますので、納付期日までに銀行振込により納付してください。

なお、審査の結果、指定されなかった場合でも、指定手数料は返還されませんのでご注意ください。

3. 指定書の交付ならびに公表

指定審査委員会における審査の結果、指定要件を満たしているとされた畜産農場については、農場 HACCP 指定農場指定書を交付し、当該農場を本会のホームページで公表します。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

○中央畜産会衛生指導部

担 当：木島、山本

TEL：03-6206-0835 FAX：03-5289-0890

令和5年4月1日

農場 HACCP 推進農場の指定について

1 趣 旨

食品の安全に対する消費者の関心が高まる中、畜産物の安全性向上のためには、個々の畜産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等の侵入・汚染リスクを低減し、健康な家畜、畜産物を生産することが重要となっている。

このため、家畜伝染病予防法では、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準が定められているとともに、農林水産省では、畜産農場に危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場 HACCP）の取組みを推進しているところである。

このため、農場 HACCP の普及促進の観点から、飼養衛生管理基準を満たし、かつ基本的な HACCP 手法を理解しその取組を開始している農場について、一定の要件を満たす場合には、農場 HACCP 認証とは別に、その前段の取組をしている意欲ある農場を、中央畜産会が「農場 HACCP 推進農場」として認め、①関係機関の指導員による認証申請に向けての支援・指導の強化、②中央畜産会のホームページにおける公表等により取組を奨励するものである。

2 指定の要件

農場 HACCP 推進農場指定要領で定める次の項目に取り組んでいること。

(1) 経営者の責任

- ① 衛生管理方針が文書化されていること。(写しの添付)
- ② HACCP チームが編成され、HACCP 責任者及びチーム員が任命されていること。
(HACCP チーム編成表等の添付)

(2) 危害要因分析の準備

作業工程を図式化した工程一覧図が作成され、かつ確認されていること。
(工程一覧図写しの添付)

(3) 一般的衛生管理水準の確保

- ① 飼養衛生管理基準が遵守されていること。
本項目については、飼養衛生管理基準のチェックリストにより一定の基準を満たしていることについての確認を得るものとする。なお、本チェックリストの確認は、別に定める要件を満たす者によることとする。

- ② 飼養衛生管理基準に沿った衛生対策の取組指導体制が確保されていること。
農場の衛生管理指導について管理獣医師等（共済組合その他の獣医師）が確保されていること。

(4) その他

- ① 文書及び記録は、農場 HACCP 認証基準第7章2. の要求事項によること。
- ② 農場関係者は、公益社団法人中央畜産会が開催する農場 HACCP 指導員養成研修を受講した者の指導・助言を受ける等により、農場 HACCP 認証基準について、十分理解していること。

3 指定の手順

- (1) 農場 HACCP 推進農場の指定を受ける者は、指定要領に基づき、指定申請書（電子ファイル又は紙面）を提出するとともに、指定手数料（20千円/2年）を払い込む。
- (2) 指定審査委員会における申請書の書類審査。
- (3) 指定要件に適合している場合は、指定書を交付する。

4 指定農場の公表等

- (1) 農場 HACCP 推進農場については、中央畜産会ホームページで公表する。
- (2) 農場 HACCP 推進農場については、県協会等に当該農場の指導強化について協力依頼を行う。
- (3) 農場 HACCP に関する情報の提供等。

5 指定農場の有効期間

指定農場の有効期間は、指定後2カ年とする。

(参考)指定のメリット

- ①農場 HACCP 方式による衛生管理に取り組んでいる農場であることをアピールできること。
- ②飼養衛生管理基準を遵守している農場であることをアピールできること。
- ③指導機関等による指導・助言を優先的に受けることができること。

(参考)

農場 HACCP 推進農場と認証農場の資格要件及び認証マーク使用制限等の比較

区 分	農場 HACCP <u>推進農場</u>	農場 HACCP <u>認証農場</u>
要 件	①経営者の責任 経営者のコミットメント HACCP チームの任命 ②危害要因分析の準備 フローチャートの作成 ③一般的衛生管理水準の確保 ④関係機関等による指導・助言を受けていること。	認証基準に基づく審査ガイドラインの要求事項を満たしていること。
手続き	書類による確認と農場指定。	①書類審査 ②審査員による実地審査 ③認証判定委員会における審査
認証マーク	使用は不可とする。(指定マークについては、推進状況をみて検討)	原則、農場のみで使用可とする。
公 表	中央畜産会 HP で公表。	中央畜産会 HP 及び認証協議会事務局 HP で公表

(注1) 農場 HACCP 推進農場の要件③については、飼養衛生管理基準のチェックリストにより確認を行うこととする。

(注2) 推進農場としての指定有効期間は、2年間とする。

「農場 HACCP 推進農場」指定要領

平成 23 年 2 月 15 日 22 年度発中畜第 2023 号

一部改正平成 24 年 2 月 1 日 23 年度発中畜第 944 号

一部改正平成 29 年 7 月 5 日 29 年度発中畜第 1495 号

一部改正令和 4 年 11 月 17 日 4 年度発中畜第 4619 号

(目的)

第 1 条 この要領は、公益社団法人中央畜産会が、農場 HACCP の取組を開始し、一定の要件を満たす畜産農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定し、その情報を発信することにより、農場 HACCP 取組意識と社会的な理解の向上を図り、畜産農場における衛生管理の向上及び畜産物の安全性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「農場 HACCP」とは、畜産農場に危害要因分析・必須管理点(HACCP)の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理をいう。

2 この要領において「農場 HACCP 推進農場」とは、第 3 条に規定する指定要件に適合するものとして指定された畜産農場をいう。

(指定要件とその指定)

第 3 条 「農場 HACCP 推進農場」の指定要件は、次に掲げる事項とし、そのすべてを満たす農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定する。

- (1) 衛生管理方針が文書化されていること。
- (2) HACCP チームが編成され、HACCP 責任者及びチーム員が任命されていること。
- (3) 作業工程を図式化した工程一覧図が作成され、かつ確認されていること。
- (4) 飼養衛生管理基準が遵守されていること。
なお、本項目については、別紙に定めるところにより、飼養衛生管理基準のチェックリストの確認を得ることとする。
- (5) 飼養衛生管理基準に沿った衛生対策の取組指導体制（獣医師による指導体制を含む。）が確保されていること。
- (6) 農場関係者は、公益社団法人中央畜産会が開催する農場 HACCP 指導員養成研修を受講した者の指導・助言を受ける等により、農場 HACCP 認証基準について、十分理解していること。
- (7) 文書及び記録は、農場 HACCP 認証基準第 7 章 2. の要求事項によること。

(指定申請)

第4条 申請者は、申請書（様式第1号）及び添付書類を、中央畜産会会長（以下「会長」という。）に電子ファイルで提出するものとする。

なお、電子ファイルでの提出が困難な場合は、紙面に印刷された書類での提出も可能とする。

2 第1項の提出書類は、非公開情報として取り扱い、申請者による事前の承諾なしには、これらの非公開情報の全部又は一部を第三者に開示しない。

（指定手数料）

第5条 指定手数料は、指定に要する経費として別紙に定めるものとする。

2 申請者は、指定手数料を銀行振込により中央畜産会に納付するものとする。

（指定審査委員会の開催）

第6条 会長は、必要に応じ別紙に定める指定審査委員会を開催し、申請書について、第3条の指定要件を満たしているかについて審査を行う。

（指定書の交付及び公表）

第7条 会長は、指定申請のあった畜産農場について、第6条の審査において指定要件を満たしているとされた申請については、農場 HACCP 推進農場指定書（様式第2号）を交付するとともに、当該農場を公表するものとする。

（指定の取消し）

第8条 会長は、指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

（1）第4条に規定する申請書等に虚偽が判明したとき。

（2）第3条に規定する指定要件を満たさなくなり、申請者から指定の辞退があったとき。

（立入り調査）

第9条 中央畜産会は、本要領の適正な実施を図るため、必要に応じ立入調査等を行うことができるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、推進農場の指定に関し必要な事項は、別に会長が定めることができるものとする。

附則（令和4年11月17日 4年度発中畜第4619号）

この指定要領の改正は、令和4年12月1日から適用する。

別紙

(飼養衛生管理基準のチェックリストの確認)

「農場 HACCP 推進農場」指定要領第 3 条（4）で定める飼養衛生管理基準のチェックリストの確認については、次によるものとする。

- 1 飼養衛生管理基準のチェックリストは、別添のとおりとする。
- 2 飼養衛生管理基準のチェックリストの確認者は、次の要件を充たす者とする。
 - (1) 獣医師
 - (2) 申請対象家畜の衛生指導の実務に 5 年以上の経験を有する者
- 3 飼養衛生管理基準のチェックリストの合計点は大規模所有者及び小規模所有者ともに 70%以上を要するものとする。
- 4 チェックリスト中の欠格条項の該当がないものであること。

(指定手数料)

指定要領第 5 条で定める指定手数料は、1 件につき、20,000 円とする。

(指定要領第 3 条(4)で行う飼養衛生管理基準チェックリストの確認に要する費用は申請者の負担とし、当該負担額は指定手数料に含むものではない。

また、審査の結果、指定されなかった場合でも、指定手数料は返還しないものとする。)

(指定審査委員会の開催要領)

- 1 趣旨
「農場 HACCP 推進農場」指定要領第 6 条の規定に基づき、同要領第 3 条の指定要件を満たしているかについての審査を行う。
- 2 委員会の構成
指定審査委員会は、学識経験者 3 名以上をもって構成するものとする。
- 3 委員会の運営
 - (1) 委員会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、検討委員会の議事を運営する。
 - (2) 委員会の庶務は、衛生指導部において行う。

(提出書類等)

- 申請書

1) 「農場 HACCP 推進農場」指定申請書(様式第 1 号)

○添付書類

- 1) 衛生管理方針
- 2) HACCP チームの編成表
- 3) 工程一覧表
- 4) 飼養衛生管理基準チェックリスト
- 5) 衛生管理区域内への立入者の記録
- 6) 家畜等の導入及び出荷記録簿
- 7) 家畜保健衛生所等への通報規定
- 8) 敷地、道路、施設等の配置を示した平面図（衛生管理区域の区分も含む）
- 9) 衛生管理区域の出入口、看板等の写真
- 10) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒設備の写真
- 11) 衛生管理区域に立ち入る者の手指等の消毒設備の写真
- 12) 専用衣服・靴の設置状況、着脱経路に関する写真・図
- 13) 上記文書(1)～(12))の送付チェック表